

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年2月18日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 25-41380-0342 号
工事（委託業務）名	河川海岸改良（改良）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>1. 下部工工事完了予定時期（起工測量可能時期）についてご教示願います。</p> <p>2. 上部工現場着手可能時期についてご教示願います。</p> <p>3. 鋼材や購入品等の納期が長期化した場合に工期の延伸は可能でしょうか。</p> <p>4. 架設ヤード地耐力確認の結果、地盤耐力が不足する場合の対策費用については別途協議事項と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>5. 特記仕様書 第1章 一般共通事項 3 福島県の絶滅のおそれのある野生生物の生息区域との関係 有 との記載ですが、対象となる野生生物、施工工種についてご教示願います。</p> <p>6. 特記仕様書 第10章 総則 6 建設副産物処理 2) 汚泥（ブラスト廃材）との記載がありますが、対象物が不明です。内容についてご教示願います。</p> <p>7. 特記仕様書 第10章 総則 14 作業工程 3) 市道は、架設及び現場作業時は片側交互通行とする。との記載がありますが、道路交通規制協議済みとの認識でよろしいでしょうか。また、その際に配置する交通誘導員も設計書計上済みとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>8. 架設計画図に記載の架設ヤードの造成（敷鉄板設置・撤去を除く）は別工事にて対応との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>9. 本工事の技術管理費で産業廃棄物分析試験費を計上しておりますが対象物が不明です。内容についてご教示願います。</p>	

回 答 事 項

1. 令和8年3月下旬を想定しています。
2. 令和8年7月上旬を想定しています。
3. 受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、福島県工事請負契約約款第22条に基づく協議の対象とします。
4. 施工条件変更等の事実が確認され、必要があると認められるときは、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象とします。
5. 対象の野生生物については公表しておりません。
6. 現場溶接部の塗装における素地調整のブラスト処理時に発生するブラスト廃材（ケレンかす）を対象としています。
7. 道路交通法第80条に基づく協議については施工計画書の受理後に対応します。交通誘導員については計上しております。
8. 御理解のとおりです。
9. 現場溶接部の塗装における素地調整のブラスト処理時に発生するブラスト廃材（ケレンかす）を対象としています。